



トピックス P2 春の新生活…こんなトラブルにご注意!

発行 / 富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

くらしの 相談窓口 から

「水資源の権利」を購入すれば 「高値で買取る」とかかる電話 ～信用できるでしょうか～

相

談

先日、見知らぬ業者から、「水資源の権利」を販売するという内容のパンフレットが届きました。数日後、別の業者から電話がかかり、「ビール工場を造るため水資源を確保したい。水源のある土地の権利を取得できるのは個人だけなので、購入してくれば、手数料30%を上乗せして支払う。」と言われました。また、他の業者からも、「今、水資源の権利を購入すれば、3～5倍の高値で買取る。」と電話がかかってきました。購入しても大丈夫でしょうか? (70代 女性)



回

答

これは、「水資源の権利」と称する新手法の投資取引トラブルです。この事例のように、パンフレットを送付した業者とは別の業者が、「購入してくれば手数料を支払う」、「高値で買取る」などと勧誘し、消費者の投資意欲をあおる「劇場型」の手口です。この勧誘は、申込書、パンフレットなどに記載がある説明では取引内容が確認できず、「譲渡担保権」「社員権」などその内容について十分に理解できない文言が使用されています。

相談者には、内容が理解できなければ絶対に契約しないこと、「権利を高値で買取る」などと持

ちかける業者の話は絶対に信じてはいけないことを助言しました。

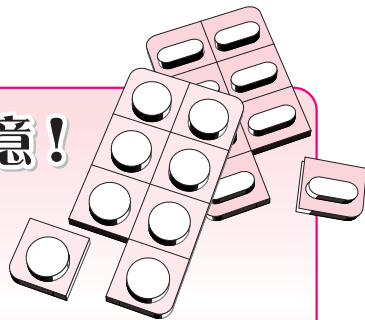
権利の購入をあおる劇場型勧誘のトラブルは、未公開株、社債などでも問題になっていますが、実際に業者による買取が実行されたケースは今まで1件も確認されていません。被害に遭わないためには、怪しい儲け話は最初から毅然と断ることが大切です。万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターに相談してください。

注意喚起! 薬の包装シートの誤飲事故に注意!

薬を1錠ずつ切り離れた包装シートごと飲み込んでしまう事故が後を絶ちません。包装シートごと飲み込んでしまうと自力で取り出すことは難しく、X線写真にも写りにくいため、内視鏡などで取り出すことになり、身体への負担も大きくなります。あわてていたり、ついうっかりして誤飲する例が多くなっています。事故を防ぐために次のことに注意しましょう。

- PTP包装(プラスチックにアルミなどを貼りつけた薬の包装)に横又は縦の一方のみミシン目が入っているのは、誤飲を防ぐためです。ハサミなどで1錠ずつに切ってしまうと、誤飲を招きやすいサイズになる上、切った角が鋭くなり、誤飲した場合に体内の組織を傷つける危険があります。シートを1錠ずつに切り離すことは避けましょう。
- 高齢者や、1回分の薬の量が多い場合は、PTP包装のままの錠剤に気付かないこともあります。周りにも気を配ることが事故を防ぐ上で重要です。
- 消化管などを傷つけ、場合によっては切り裂いてしまうなど、重い症状につながることもあります。誤飲したと思ったら、すぐに専門医を受診してください。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページをご覧ください。 <http://www.kokusen.go.jp/>



春の新生活…トラブルにご注意!

こんな

春は新社会人、新入学生の皆さんが新しい生活をスタートさせる季節です。

この季節は、社会経験の少ない若い皆さんを狙ったトラブルが増えますので、気をつけましょう!

路上で呼び止められて

キャッチセールス

<化粧品、エステ、絵画、会員サービスなど>

駅や繁華街の路上でアンケート調査などと、声を掛けて呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、商品やサービスを契約させます。



電話・メール等で呼び出されて

アポイントメントセールス

<アクセサリ、教養娯楽教材など>

「特別モニターに選ばれた」などと販売目的を明らかにしないで、電話や郵便で事務所などに呼び出し、商品やサービスを契約させます。



言葉巧みな話術で好意を抱かせて

デート商法

<アクセサリ、婦人洋服、絵画など>

出会い系サイトやまちがい電話・メール等で近づき、異性間の感情を利用して断りにくい状況にして契約させます。



特別な優位性を強調して

当選商法

<海外宝くじ、電話情報提供サービスなど>

「景品が当たった」、「当選した」などと消費者をだましお金を支払わせます。



先輩や友人に誘われて

マルチ商法

<健康食品、化粧品、美顔器、浄水器など>

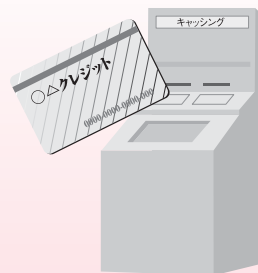
「商品を買って会員になり、他の人を勧誘したらマージンが入る」などと勧誘されます。実際は、人を勧誘できずに、多額の借金と商品の在庫が残ります。インターネットでの広告の勧誘もあります。



ローンやキャッシングをして

多重債務

多重債務とは、複数の金融業者から借入れ、返済が困難になった状態をいいます。学生は「学生ローン」等の利用で、また社会人は初めて持つクレジットでの買物のし過ぎや、安易なキャッシング等が原因となる場合もあります。



トラブルを未然に防ぐためには

- ①知らない人から電話や不審なメールがあったり、路上等で声をかけられても、安易に応じないこと。不要な勧誘はキッパリと断りましょう。
- ②「特別にあなただけ」「すぐに元がとれる」「楽しく儲かる」などの甘い言葉、オイシイ話にはご用心、先輩・友人からの誘いでも、断る勇気!
- ③クレジットを利用するときは、利用する前に支払総額や毎月の返済に無理がないかよく考えてから利用しましょう
- ④その買い物は本当に必要ですか? 契約は、その場で結ばず、よく検討しましょう。

万一、トラブルにあったら…

訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む)、電話勧誘販売やマルチ取引などは、一定の期間内であれば無条件で解約できる「クーリング・オフ制度」があります。また、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。

トラブルに巻き込まれたら、一人で悩まず、早めに家族や市町村相談窓口、県消費生活センターに相談しましょう!



ストップ!クレジットカード ショッピング枠の現金化

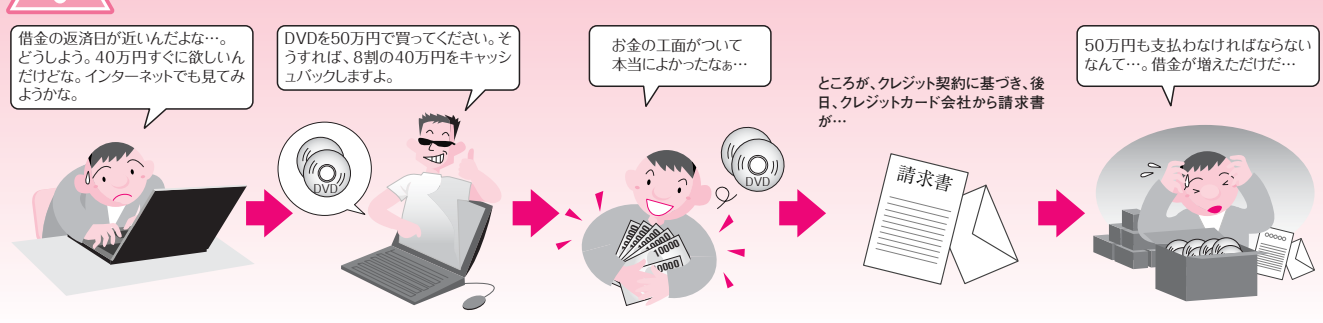
～現金化を目的としたカードの利用はやめましょう～

クレジットカードのショッピング枠の現金化とは?

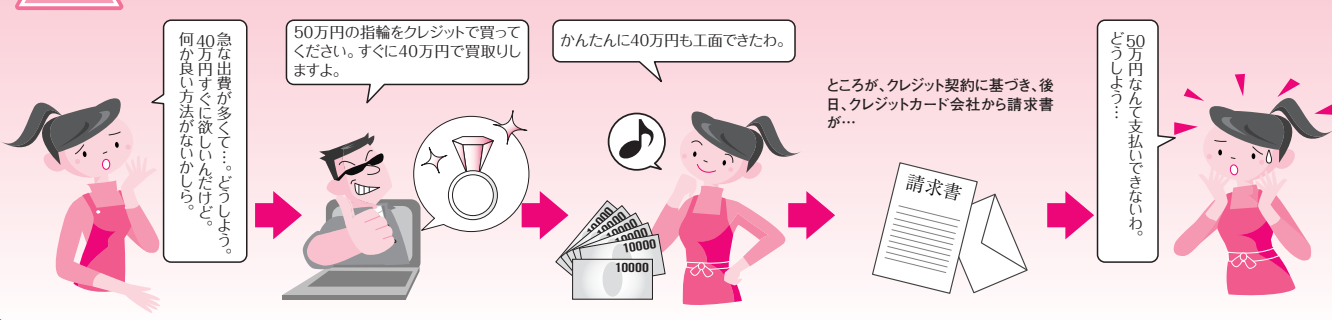
クレジットカードには、商品やサービスを購入して、後払いにする「ショッピング」の機能と、カードを用いてお金を借り入れる「キャッシング」の機能があり、それぞれに利用できる金額枠が設定されています。

「クレジットカードのショッピング枠の現金化」とは、本来、商品やサービスを後払いで購入するために設定されている「ショッピング」枠を、現金を入手することを目的として利用することです。クレジットカード会社はこのような使い方を認めていないため、現金化に利用したクレジットカードは利用停止となるおそれがあります。

ケース1 いわゆる「キャッシュバック方式」



ケース2 いわゆる「買取屋方式」



いずれの場合でも、消費者は一時的に40万円の現金を手にする代わりに、結局はクレジットカード会社に対する50万円分の債務(借金)を負うこととなります。

「手軽」「安心」「信頼」とうたわれていても、結局は債務を増やし、支払い困難に陥りかねません。

さらに、「入金されない」「キャンセルできない」などのトラブルも発生しています。

適法であるかのように一部業者が宣伝していますが…

広告例1 「景品表示法を遵守しています。」

現金化は景品表示法の景品に該当しないに過ぎず、現金化に問題があることに変わりはありません。

広告例2 「公安委員会の許可を受けています。」

公安委員会が古物商としての許可を与えているに過ぎず、現金化自体について法律上問題がないと保証しているわけではありません。

「借りられない」「返せない」、困ったときは、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

親子ふれあいモバQラリーを開催します!



富山県では、環境・自然・文化などのイベントへの参加をとおして、親子のふれあいの機会をつくり、子どものすこやかな成長を図るため、携帯電話（モバイル端末）を使ってQRコードを読み込み、ポイントを取得する「親子ふれあいモバQラリー」を開催します。ふるってご参加ください。

◆実施期間

平成23年4月29日（金）から平成24年2月29日（水）まで

◆賞品

モバQ賞（9ポイント取得、第3回抽選のみ）：

デジタルフォトフレーム 5名

5ポイント賞：とやまの肉 5千円相当 計30名

3ポイント賞：とやまの麺 3千円相当 計45名

2ポイント賞：とやまのお菓子 2千円相当 計90名

ほか



お問い合わせ先

◆参加対象

中学生以下の子どもとその保護者の2人1組

◆参加方法

参加方法や対象イベントなど、詳しくは、4月中旬開設予定の携帯サイト、ホームページ等をご覧ください。

◆応募締切（抽選）

第1回：8月末（9月上旬）、第2回：11月末（12月上旬）、第3回：2月末（3月上旬）

なお、当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。

富山県県民生活課 TEL 076-444-3128

ホームページ http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/

携帯サイト <http://ntcp.jp/mobaq2011/>（4月中旬開設予定）

滑川市の消費生活相談窓口が移転しました。

平成23年4月から、滑川市の消費生活相談窓口の所在地が変わりました。

滑川市生活環境課（生活交通担当）

住所：滑川市吾妻町426番地 滑川市民交流プラザ2階

電話：076-475-2111（内線754）



消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（富山市役所内）

……………☎076-443-2047

高岡市 市民協働課 ……………☎0766-20-1522

[消費生活相談コーナー（エルパセオ内）]…☎0766-28-1141

魚津市 市民課 ……………☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ……………☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ……………☎076-475-2111（内754）

黒部市 市民環境課 ……………☎0765-54-3198

砺波市 生活環境課 ……………☎0763-33-1153

小矢部市 市民協働課 ……………☎0766-67-1760（内732）

南砺市 住民環境課（井波庁舎）…☎0763-23-2035

射水市 生活安全課（大島庁舎）…☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ……………☎076-464-1121（内29）

上市町 町民課 ……………☎076-472-1111（内103）

立山町 住民環境課 ……………☎076-462-9915

入善町 住民環境課 ……………☎0765-72-1100（内132）

朝日町 産業課 ……………☎0765-83-1100（内235）

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX.076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時（休日、年末年始を除く）

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号（本丸会館 新館5階）

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

076-432-5690 午前9時～午後4時